別表第三 集じん装置を設置するばい煙施設等(第二十三条関係)

ばい煙施設の種類と規模) るはい注他設寺(第二十二米) 区分	集じん装置
一 ボイラー(伝熱面積が五平	木屑くずを燃料として使用する	遠心力集じん装置(マルチサイク
方メートル以上のものに限	もの	ロン方式のものに限る。)又はこ
る。)		 れと同等以上の性能を有するも
		0
	微粉炭を燃料として使用するも	電気集じん装置又はこれと同等
	O	以上の性能を有するもの
	その他の石炭を燃料として使用	遠心力集じん装置(マルチサイク
	するもの(一日当たりの使用量が	ロン方式のものに限る。)又はこ
	ートン以上のものに限る。)	れと同等以上の性能を有するも
		O
	重油を燃料として使用するもの	遠心力集じん装置(マルチサイク
	で自家用電気の発電を行うもの	ロン方式のものに限る。)又はこ
		れと同等以上の性能を有するも
		Ø.
二 金属の精錬又は無機化学		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置
工業品の製造の用に供する		又はこれらと同等以上の性能を
焙ばい焼炉又は焼結炉		有するもの
三 金属の精錬の用に供する		ろ過集じん装置又はこれと同等
転炉		以上の性能を有するもの
四 金属の精錬の用に供する		乾式電気集じん装置又はこれと
平炉		同等以上の性能を有するもの
五 金属の精製又は鋳造の用		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置
に供する溶解炉(羽口面断		又はこれらと同等以上の性能を
面積が○・五平方メートル		有するもの
以上であるか又は重油用バ		
ーナーの容量が一時間当た		
り五十リットル以上のもの		
に限る。)		
六 金属の鋳造若しくは圧延		遠心力集じん装置(マルチサイク
又は金属若しくは金属製品		ロン方式のものに限る。)又はこ
の熱処理の用に供する加熱		れと同等以上の性能を有するも
炉(重油用バーナーの容量		O
が一時間当たり四百リット		
ル以上のものに限る。)		
七 溶融亜鉛めっきの用に供		洗浄集じん装置、ろ過集じん装置
する加熱炉(火格ごう子面		又はこれらと同等以上の性能を

積が一平方メートル以上で		有するもの
あるか又は重油用バーナー		
の容量が一時間当たり五十		
リットル以上のものに限		
る。以下八の項及び九の項		
に掲げる施設において同		
じ。)		
八 ガラスの製造の用に供す		遠心力集じん装置(マルチサイク
る加工炉		ロン方式のものに限る。)又はこ
		れと同等以上の性能を有するも
		の
九 アスファルト用骨材の乾		遠心力集じん装置と洗浄集じん
燥の用に供する乾燥炉		装置の併用方式によるもの
十 製鋼の用に供する電気炉		ろ過集じん装置又はこれと同等
		以上の性能を有するもの
十一 廃棄物焼却炉(火格ごう	総排出物量が一時間当たり四万	乾式電気集じん装置又はこれと
子面積が二平方メートル以	立方メートル以上(バッチ燃焼方	同等以上の性能を有するもの
上のものに限る。)	式のものにあっては二十万立方	
	メートル以上)のもの	
	総排出物量が一時間当たり四万	遠心力集じん装置(連続式及びバ
	立方メートル未満(バッチ燃焼方	ッチ燃焼方式のものにあっては
	式のものにあっては二十万立方	マルチサイクロン方式のものに
	メートル未満)のもの	限る。)又はこれと同等以上の性
		能を有するもの

備考 指定作業場については、一の項及び十一の項に限り適用する。